

[事案 2020-94] 入院給付金支払請求

・令和2年11月5日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

根性坐骨神経痛で入院したため、平成21年12月に契約した養老保険の入院特約にもとづき給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)腰痛のため、歩行も一人では無理で、トイレにも一人ではいけない状態で、車の運転もできず通院など無理であったことから、自宅での治療は困難であった。
- (2)本入院中は、一度も外出・外泊はしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院先の病院に対する事実確認結果に照らすと、本入院は約款上の入院には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院について入院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。